

会議名	令和８年度第２回小牧市こども・子育て会議	
日時	令和８年７月１４日（火）午後２時	
場所	小牧市役所本庁舎６階 ６０１会議室	
出席委員 (23名)	名古屋経済大学 人間生活科学部教育保育学科 特任教授	長江 美津子
	小牧市教育委員会 教育委員	加藤 由美
	小牧市小中学校校長会 代表	小栗 幸子
	小牧市青少年健全育成市民会議 代表	安藤 和憲
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会 代表	田中 正造
	小牧市地区民生・児童委員連絡協議会 代表	峯田 一子
	小牧市社会福祉協議会 代表	梶田 光俊
	小牧市母子保健推進協議会 代表	夏目 恵子
	保育園長会 代表（公立園）	松野 麻香
	保育園長会 代表（公立園以外）	加藤 昌子
	保育園保護者 代表（公立園）	大村 まり
	保育園保護者 代表（公立園以外）	門脇 佳恵
	小牧市私立幼稚園連合協議会 代表	山口 美穂
	小牧市私立幼稚園保護者 代表	幸 咲会
	小牧市立第一幼稚園 代表	横島 ゆかり
	事業者 代表	小坂 武令
	小牧市立学校地域コーディネーター 代表	小石 理佐
	小牧市小中学校 PTA 連絡協議会 代表	松本 健
	こまき市民活動ネットワーク 代表	丹羽 智子
	公募委員	馬場 容子
	公募委員	角谷 淳子
	こども・若者 代表	水谷 泰河
	こども・若者 代表	竹ノ内 琉暉
欠席委員 (2名)	兵庫教育大学 小学校教員養成特別コース 教授	鈴木 正敏
	勤労者 代表	河合 達夫

※傍聴者１名

【事務局（小川課長）】

本日は大変お暑い中、会議にご出席をいただきありがとうございます。ただいまから令和8年度第2回小牧市こども・子育て会議を開催いたします。司会はこども政策課長の小川が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本会議は公開で開催となっておりますが、現時点で傍聴者は1名となっております。なお、本日は鈴木会長と勤労者代表の河合委員よりご欠席の連絡をいただいております。本日、過半数以上の委員の出席がございますので、会議が成立しましたことをあわせて報告させていただきます。

それでは初めに、会議の資料の確認をさせていただきます。

事前に送付いたしました資料になりますが、次第、資料1「小牧市こども・子育て会議での意見」、資料1-1「令和7年度実績報告書 追補版」、資料2「【概要版】小牧市こども計画 令和7年度評価」、資料3「小牧市こども計画中間見直し（案）」、添付資料「第1回こども・子育て会議 会議録（校了版）」となっております。

なお、会議録（校了版）につきましては、市ホームページにも掲載しております。資料の不足や落丁等がございましたらこの場でお知らせをお願いいたします。

それでは、「次第1 あいさつ」。はじめに、こども未来部長 川尻より挨拶を申し上げます。

【事務局（川尻部長）】

本日はご多忙のところ、また大変お暑い中、第2回のこども・子育て会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また皆様方には日頃より、本市のこども・子育て施策に格別のご支援ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、本日は前回の会議でご意見をいただきました、昨年度の評価の修正とそれからこども計画中間見直しの最終案について、改めてご確認をいただくことになります。

前回ご説明しましたように、9月から10月頃を目途に中間見直し後のこども計画を策定していく予定であり、大変タイトなスケジュールとなっております。

本日は鈴木会長のご都合がつかず、長江副会長に議事進行をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

また委員の皆様には、本日も忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（小川課長）】

では続きまして、副会長の長江委員よりご挨拶をお願いいたします。

【長江副会長】

本日はお暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。前回は、今年度最初の会議ということもあり、新鮮でそして前向きな意見をたくさんいただきました。改めてお礼申し上げます。

本日は、紹介にもありましたように、鈴木会長がお休みですので、私が代わって進行を務めさせていただきます。少し緊張しておりますが、皆さんのお力を借りながら進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（小川課長）】

ありがとうございました。ではここからの進行につきましては、長江副会長にお願いいたします。

【長江副会長】

それでは次第2の議題（1）「小牧市こども計画の令和7年度評価について」、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（山本係長）】

それでは議題（1）小牧市こども計画の令和7年度評価についてご説明させていただきます。前回の第1回会議におきまして、令和7年度に行った各種取り組みの実績とその評価、現状分析などにつきまして、ご説明をさせていただきました。委員よりいただいたご意見を踏まえ、令和7年度評価についての内容を修正し、令和7年度の評価を確定したのち、公表しようとするものであります。

それでは資料1「小牧市こども・子育て会議での意見」をご覧ください。こちらは前回会議でのご意見により評価の修正を行ったもの、また、会議の中で回答ができていなかったもの、そして、後日書面にいただいた意見に対する事務局の回答や対応をまとめた資料となっております。

まず1つ目、「こども・若者の意見表明の機会の確保」の取り組みについて、市制70周年記念事業として実施いたしました「こども議会」での内容を令和7年度事業実績としてあげてはどうかとのご意見をいただきました。こども議会は、令和7年の小牧市制70周年記念事業として、市内の中学生がこども議員として本会議場で市長や教育長などに自分で考えた質問や提案を行い、それをきっかけに具体的な活動に繋がった事業でありました。こども議会はまさにこども・若者の意見表明の場ではありましたが、周年記念事業として開催したもので、こども計画に基づき、継続的に実施する予定がないこと、別途70周年事業の実績として報告がされていることから、こども計画の評価上の記載からは除外することとさせていただきます。

続いて2つ目、「こどもの権利相談窓口の設置」につきましては、議題（2）「小牧市こども計画中間見直し（案）の確定について」に対するご意見でしたので、後程ご説明をさせていただきます。

続いて3つ目、「学習支援事業駒来塾」の取り組みについて、令和7年度から新たに南部地区を開設し、5地区での開催に拡充することができ、希望する生徒がすぐに入塾できるよう新たに随時入塾ができる体制としたこともあり、ご意見のとおり評価を3から4に変更させていただきました。なお、資料1-1「令和7年度実績報告書 追補版」にて評価理由を下線のとおり修正させていただきましたのでご確認をお願いいたします。

続いて4つ目、「中学2年生へのピロリ菌検査の無償化」についてです。こちらについては、申し込みや回収方法が変更になったことにより、回収率が減少したとのことだが、検査の重要性を鑑み、利用率の改善策を検討すべき、とのご意見をいただきました。こちらにつきましては、夏休み期間中に市内各市民センター等でも回収を行い、本人でも提出しやすい体制づくりや保護者の集団がん検診と同日に回収日を設けるなどの工夫をしながら、受検しやすい環境づくりと事業効果を最大に活かせるよう、今後も改善策を検討してまいりたいと考えております。

続いて5つ目、「離乳食教室」についてです。第1回会議において、参加者数が減少したことをもって評価を2とした説明に対し、参加者が減少しているものの、保護者のニーズには対応できているというご意見をいただきましたので、ご意見を踏まえ、評価方法を見直し、評価を3に変更させていただきました。引き続き、離乳食教室の周知に努めるとともに、子育ての不安が解消できるよう努めてまいります。なお、こちらも資料1-1にて、評価理由を下線のとおり修正させていただいております。

続いて6つ目、「乳幼児健康診査・歯科健康診査」について、第1回会議において、他市町村に先駆けて5歳児健診を行っており評価ができるとご意見をいただきました。5歳児健診につきましては、令和5年度のこども家庭庁からの通知を受け、愛知県内でもいち早く取り組むことを決め、令和7年5月から実施していることから、ご意見を踏まえ、評価を4に変更させていただきました。なお、こちらも資料1-1にて評価理由を修正させていただきましたので、ご確認をお願いします。

続いて資料1の裏面をご覧ください。

7つ目、「いじめ・不登校対策事業」について、こどもたちにSNSの影響力は非常に大きいですが、取り組みについて十分に触れられていないのご意見をいただきました。いじめ不登校対策事業として、SNSに特化した取り組みは現在のところ実施しておりませんが、情報モラル教育として児童生徒がインターネットやSNSを適切に活用し、正しく情報の取捨選択ができるよう、発達段階に応じた指導を進めております。SNSなどがこどもの価値観形成に与える影響についても、社会的背景の一つとしてとらえ、今後の取り組みの検討にあたって参考とさせていただきたいと思います。また、道徳の授業を通して、他者を思いやる心や規範意識を育むなど、心の教育の充実にも努めております。さらに、情報モラルに関する専門家を招いた授業を実施するなど、具体的な事例を通して理解を深める実践的な学びの機会を設けております。

以上が議題1に関して委員よりいただきました意見に対する回答及び評価の修正についてのご説明となります。

続いて資料2「【概要版】小牧市こども計画 令和7年度評価」をご覧ください。こちらは小牧市こども計画の実行にあたっての各施策、取り組みの実績に対する評価の概要版資料として、前回の会議にてご報告させていただきました「令和7年度実績報告書」と今回一部を修正させていただきました「資料1-1 令和7年度実績報告書 追補版」の各施策の評価について、基本目標及び基本施策ごとで評価値の平均を算出し、実施状況に記載をしたものとなっております。また、基本目標ごとに、こども・子育て会議からの意見で主なものを抜粋し記載をさせていただいております。

令和7年度評価におきましては、基本目標3の「経済的支援策の充実」、基本目標4の「多様な幼児教育・保育ニーズに応える支援の推進」、基本目標6の「こども・若者の心身の健やかな成長の支援」については、一部の取り組みが例年未満の実施状況であったことから、例年並の3.0を下回る2.9となっております。今後の取り組みにあたっては、今まで以上に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。その他の項目につきましては、実施状況が3.0以上となっており、ほぼすべての施策において見込並または見込以上の実績を上げることができたという評価となっております。

なお、こども・子育て会議において評価の概要版及び、令和7年度実績報告書の内容について、本日ご承認をいただけたら、今後ホームページにおいて公表させていただくことを予定しております。説明は以上となります。

【長江副会長】

ただいま資料1、資料1-1、資料2の説明をしていただきました。何かご意見やご質問をいただければと思います。どの視点からでも構いませんので、お気づきの点などありましたら、お聞かせください。よろしくお願いします。

【角谷委員】

資料2「【概要版】小牧市こども計画 令和7年度評価」の基本目標6の「主なご意見」について、「不登校になってしまった」という表現があまり適切ではなく、少し後ろ向きな表現なので、「不登校状態になったその後のアフターケア」という表現の方がよいのではないかと思います。

【事務局（山本係長）】

前回の会議の中でも、「不登校自体が悪いことではなく、それも選択肢の1つである」というご意見が出ておりましたので、ご指摘いただきましたとおり、「不登校状態となったその後のアフターケア」に修正させていただきたいと思います。

【長江副会長】

言葉の響きとして「なってしまった」というと、何か悪いことになったような表現なので直していただけるとありがたいです。

前回の会議では、基本目標の1から6までについて多くのご意見をいただきました。一方で、基本目標7についてはまだ意見が出ておりませんので、今回はぜひ皆様からご意見をいただけたらと思っております。「日々の生活の中で少し気になったこと」や、「こういう場面で困っている人を見た」といったことなど、どんな小さな気づきでも構いませんので、ぜひご意見をお聞かせいただければと思います。

【山口委員】

基本目標7-5「外国人など配慮が必要な家庭への支援の充実」について、外国籍の方は独自のネットワークを強くお持ちです。そのため、何かのきっかけで一人の方が幼稚園の子育てひろばなどに遊びに来てくださると、そこからお友達を誘って少しずつ輪が広がり、気持ちが通じ合って、困ったことを幼稚園の先生に相談してくれることがあります。

ですから、幼稚園の遊びの場などに、外国籍のこどもたちも入りやすくなるよう積極的に情報を流してあげることが大切だと思います。例えば、未来館にもたくさんのこどもたちが来館されると思いますが、そこでも外国籍の方に声をかけて参加してもらうことができれば、その場を通じて困ったことなどを先生やスタッフに打ち明けてもらえるようになります。

そのようにしていくことが結果として、本当に支援が必要な方へ支援をつなぐきっかけになるのではないかと思います。

加えて、私の経験から申し上げますと、通訳のサポートがあるといいと思います。複雑な内容や信頼関係が不十分な場合では安心できると思います。

【事務局（山本係長）】

外国籍の方が持つネットワークの強さといった特性などを活かし、必要な支援が行き届くような対応をしてはどうか、というご意見として承りました。ご提案につきましては、基本目標7の「主なご意見」の欄に、追加で記載させていただきたいと思います。

【夏目委員】

基本目標7-3-7「医療的ケア児への支援」について要望です。今後大地震の発生も想定されておりますので、災害時の対応として、例えば長期間の停電が発生した場合など、日常的に医療機器を使用している医療的ケアを必要とされるお子さんへの対策について検討していただけると良いかと思えます。

【長江副会長】

万が一、大地震が起きた際、医療的ケアが必要なお子さんにとって、停電によって医療機器の電気が使えなくなることは、直接命に関わってきます。そういった災害時の対策についても、追記していただければと思います。

【事務局（山本係長）】

医療的ケアに関することに限らず、災害時の対応全体に通じる重要な視点かと思えます。防災との連携による事前の調整や準備が必要であるという貴重なご意見として受け止め、追記させていただきます。

【馬場委員】

基本目標6-1「就労支援、雇用と経済的基盤安定への支援」の実施状況が4.0と高く評価されています。こども計画の70ページには具体的な取組が2つしかありませんが、具体的にどのような取り組みが高い評価になったのかを教えてください。

【事務局（山本係長）】

商工振興課が所管している就労支援のうち、こども計画に定めている2つの取り組みについては、こどもや若者も対象とした「若い世代への就労支援」として位置付けております。

その結果として、令和6年度と比較して来所者数や相談件数が増加いたしました。若者の就労支援にしっかりと繋ぐ取り組みができたと判断し、今回は評価を4とさせていただいております。

【馬場委員】

来所者の件数が増えたからということですね。わかりました。

【長江副会長】

では、次に移りたいと思います。議題（2）「小牧市こども計画中間見直し（案）の確定について」、事務局の方より説明をお願いいたします。

【事務局（山本係長）】

それでは、議題（2）「小牧市こども計画中間見直し（案）の確定について」のご説明をさせていただきます。

小牧市こども計画の中間見直しにつきましては、令和8年度以降の計画の内容及び量の見込みと確保の方策について見直しの必要が生じたため、今年度中に実施するものです。見直しの内容については、前回の会議においてご説明させていただき、その後、書面においてもご意見をお伺いいたしました。中間見直しに関しまして、角谷委員より追加でご意

見をいただきましたので、事務局の回答についてご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。2つ目の「こどもの権利相談窓口の設置」についてです。あわせて資料3の38ページ、具体的な取組のNo.5「こどもの権利相談窓口の設置」もご覧いただきたいと思います。前回の会議におきまして、「こども・若者の権利擁護」の取り組みを拡充することについてご説明させていただきました。

現在、こどもに特化した権利に関する相談窓口がないことから、こども計画に新たな相談窓口を設置することを明記し、今後はその具体的な体制等について検討を進めていく、とお伝えさせていただいたところです。委員からのご意見の内容といたしましては、こどもの権利保障においては、相談窓口の設置にとどまらず、こども自身が主体的に意見を発信できる「セルフアドボカシー」の育成が重要であり、こどもの生活の大部分を占める「学校」での取組こそが、権利救済の実効性を担保する鍵となるため、相談窓口の設置と学校現場での教育的取組は一体として整備すべきであるとして、担当課をこども政策課のみならず、学校教育課も含めるべきではないかという、こども・若者の権利保障において非常に重要な観点からのご意見をいただきました。

学校現場におきましては、既にスクールカウンセラーや各種相談員、ボランティア等と連携し、生徒指導から虐待・ヤングケアラーに至るまで、多岐にわたる相談をチームで重層的に受けとめる体制を構築するとともに、あわせて、日頃の学級活動や生徒会活動などにおきまして、主体的意見表明である「セルフアドボカシー」の育成にも取り組んでいるところです。学校現場における相談体制は、当然ながら義務教育期間の児童生徒への支援を前提としております。一方で、今回設置する「こどもの権利相談窓口」につきましましては、義務教育終了後の若者や、その保護者なども広く対象といたします。

この窓口の体制のあり方については、学校や関係機関との連携体制の構築はもちろんのこと、今後新たに求められる支援のあり方との整合性も含め、より慎重に検討を重ね、最適な窓口となるよう設置に向けた準備を進めてまいります。

なお、設置後の運営という観点では、こども政策課のみならず、多くの関係部署と連携して権利擁護を図ってまいります。しかし、今回の中間見直しにおける設置に向けた取り組みという観点においては、こども政策課が中心となって進めていくこととなります。そのため、資料上の担当課につきましましては「こども政策課」のままとし、修正は行わないこととさせていただきます。

続きまして、資料3についてのご説明をさせていただきます。前回の会議では、中間見直しにより修正を行う箇所を抜粋したページのみを資料としてご用意させていただきましたが、今回は計画全体を資料としてご用意させていただきました。

現行計画からの変更箇所について赤字、下線を付ける形で表記してあります。前回からの修正箇所としては、非常に細かい点になりますが、ご説明させていただきます。本日配布させていただきました資料「小牧市こども計画中間見直し(案)名称表記の統一について」とあわせてご覧いただきたいと思います。

例えば、こちらの本日配布の資料と、資料3の75ページ、76ページをご覧いただきたいと思います。今回の中間見直しの大きな柱の1つとして、こども・若者やその家族に対する相談支援の拡充を図るため、新たに施策の展開を追加し、こども・若者とその家族の

様々な相談に対するワンストップ窓口としての総合相談センターの設置を目指しております。

その名称の表記について、本日の資料においても、各所にその名称が登場いたしますが、統一した表記ができておりませんでしたので、読み替えてご覧いただきたいという趣旨の資料になります。

こども・若者・その家族の総合窓口の名称としては、「（仮称）こまき子ども・若者総合相談センター」、こども・若者への支援体制を協議する組織の名称としては、「子ども・若者支援地域協議会」、子ども・子育て支援施設を包括的に運営する財団の名称として、「（仮称）こまきこども若者財団」とさせていただきますのでご承知おきください。

「子ども」が平仮名だったり、中点があつたりなかったりというところですが、法令を根拠とするものについては法令上の表記に準ずるというような形をとっており、このような形で進めさせていただきたいと思っております。

小牧市こども計画中間見直し（案）の確定についての説明は以上となりますが、ここで今後のパブリックコメントの実施の流れについて、ご説明させていただきます。

本日配布をさせていただきました資料「小牧市こども計画中間見直し（案）に関するパブリックコメントの実施について」をご覧ください。

意見募集期間は7月22日（水曜日）から8月21日（金曜日）までの1か月間、見直し案の設置場所は各公共施設と市のホームページを予定しております。意見の提出方法は所定の意見提出用紙にて、郵送・FAX・メール・直接持参により提出をお願いしております。なお、広報こまき7月号や市ホームページにてパブリックコメントの実施をあわせて周知をしておりますのでご承知おきください。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【長江副会長】

資料3及び、追加配布のあった「名称表記の統一」と「パブリックコメントの実施」についての説明がありましたが、何かご意見、ご質問はありますか。

【加藤（由）委員】

資料3、75ページのこども・若者やその家族に対する相談支援を行う「（仮称）こまき子ども・若者総合相談センター」の設置については、国の動向にも合致しており、これからの社会において非常に重要な拠点になると考えております。小牧市としてこのような形で作っていただけるのは、社会にとって大変意義のある素晴らしい取り組みだと思えます。

一方で、現状では「どのような形のセンターになるのか」「具体的にどのような取り組みをしていくのか」について、少しイメージが湧きにくい部分もございます。青写真といいますか、どのような形態で、具体的にどのような支援を行っていく想定なのか、現在事務局で描かれている構想や内容がありましたら教えていただきたいです。

【事務局（恒川所長（子育て世代包括支援センター））】

こども計画の中に、今後、「（仮称）こまき子ども・若者総合相談センター」の設置とあわせて、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を掲載いたしました。まず、「（仮称）こまき子ども・若者総合相談センター」につきましては、現在、ラピオ内に「子育て世代

包括支援センター」があり、こちらは妊娠期から子育て期、18 歳までの子どもを対象とした支援を行っております。一方で、小牧市にはおおむね 30 歳代半ばまでの「若者」を対象とした相談機関がないという課題がありました。こうした背景や国の推奨も踏まえ、今回小牧市としても、若者まで切れ目なく支援できる総合的な相談窓口の設置に向けて検討を進めている段階です。

設置場所につきましては、現在ラピオの2階を想定して検討を進めております。支援の具体的な内容など、詳細につきましては今後検討を深め、決まり次第改めてこちらの会議でご報告させていただきたいと考えております。

また、あわせて立ち上げを予定しております「子ども・若者支援地域協議会」について補足させていただきます。ひきこもりや無職、不登校の状態にある方々は、どうしても社会的に孤立しやすく、支援が届きにくいという課題があります。そうした方々を新設する相談センターでしっかりと受け止め、適切な支援へとつなげていくためのネットワークとして、この協議会を設置する予定です。

協議会の体制や構成メンバーについては現在検討中ですが、小牧市にはすでに「要保護児童対策地域協議会（要対協）」などの支援機関がありますので、そうした既存の関係機関のメンバーを中心とした構成で立ち上げていきたいと考えております。

現時点でお示しできる構想は以上となります。こちららも詳細が固まり次第、改めてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【長江副会長】

設置場所についてはラピオ2階で考えているということ、そして対象年齢も、従来の18 歳までからもう少し幅を広げていく方向で検討されているとのこと、承知いたしました。

また、単に相談窓口を設けてお話を聞くだけで終わらずに、そこから具体的な支援にしっかりとつなげていく枠組みとして考えられていると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【角谷委員】

先ほどのお話の中で、これまで18 歳までが対象だったことで、30 歳代ぐらいの支援が抜け落ちているというご説明があったかと思います。一方で、資料3の基本目標6-1-2「若年者就職相談」の対象年齢が、「39 歳まで」だったところが「49 歳まで」と広がっています。

そのため、この計画におけるこども・若者の「若者」という認識がどこまでなのか、年齢層がわかりづらいと感じました。

また、引きこもりの問題ですと、何年、何十年としているうちに、いわゆる8050 問題や、今9060 まで行っていると思いますが、このままさらに年齢が高くなっていく場合は、高齢者支援などに引き継いでいくような形になるのでしょうか。このあたりの整理について、事務局としてどのように考えているのでしょうか。

【事務局（恒川所長（子育て世代包括支援センター））】

国の指針におきましても、こども・若者は30 歳代までを想定するという表現がなされております。これを受けまして、本市といたしましては、基本的には39 歳までを「若者」

として位置付けているところです。

【事務局（山本係長）】

国の指針などにおきましては、39 歳までといった具体的な年齢の定義や目安が示されているものもあります。しかし、先ほど委員から就労支援の関係も絡めてご指摘いただきましたとおり、施策によって必要とされる対象年齢の範囲は異なってきます。

そのため、こども計画の3ページにおきまして、計画全体の対象として「一定の年齢による上限を定めない」という位置付けにし、あえて幅を持たせた柔軟な設定とさせていただいております。画一的に年齢で区切るのではなく、それぞれの各種取り組みや必要とされる支援の実態に応じて対象年齢を定め、最適な形でこども・若者への支援を進めていきたいと考えております。

【角谷委員】

サービスを受ける住民の立場からしますと、ご自身の年齢によっては「自分は『若者』の窓口で相談していいのだろうか」という戸惑いがおそらく出るのではないかという気もしております。そうした際に相談をためらってしまうことがないように、窓口の周知にあたっては、対象年齢や相談できる内容について、住民の方に分かりやすく案内を出していただければと思いました。

【長江副会長】

国が39歳までを若者と定義しているにせよ、世間一般における「若者」という言葉のイメージは、個人によってかなり曖昧で差がある部分かと思います。

今回、「こまき子ども・若者総合相談センター」という名称で開設されることになりましたが、支援を必要としている方が、「自分はもう『若者』の年齢ではないから対象外だろう」と誤解してしまい、相談をためらってしまうケースが出てくる懸念があります。せっかく幅広く受け入れる窓口を開設されるのですから、それが多くの市民に正しく理解していただけるよう、周知の際には「若者」という言葉が指す対象年齢の範囲などを、住民に分かりやすく伝えていただければと思います。

【事務局（山本係長）】

先ほど、法令の例なども挙げてお答えさせていただきましたが、誤りがありました。支援を必要としている方が年齢や名称で迷うことがないように、ご提案いただいた点も踏まえ、対象の周知につきましてはわかりやすく伝わるよう努めていきたいと思っております。

【安藤委員】

資料3の基本目標1「こども・若者の権利を保障します」について伺います。38ページのNo.5に新規事業として「こどもの権利相談窓口の設置」があり、こちらはこども政策課が主体となって進めていただくこととなっております。

一方で、76ページでは、基本目標7-4「こども・若者やその家族に対する相談支援」のNo.1に、同じく新規事業として「（仮称）こまき子ども・若者総合相談センター」が設置され、こちらの管轄は子育て世代包括支援センターとなっております。

様々な窓口を立ち上げていただくこと自体は良いのですが、名称からもそれぞれの役割の違いがわかりづらいと感じております。対象となるこどもたちは、おそらく重なっているのではないのでしょうか。基本目標が違う項目に属している活動ではありますが、双方が

それぞれ相談窓口を開設していく中で、こども政策課と子育て世代包括支援センターはどのように連携を取り合うのでしょうか。

情報の共有など、行政でよく言われる「縦割り」ではなく「横の連携」をどのように図っていくのか、立ち上げるにあたっての考え方をお聞かせください。

【事務局（村田所長（多世代交流プラザ））】

「こどもの相談」という切り口から、行政の課題とされがちな「縦割り」の弊害も解消できるのか、というお尋ねをいただきました。その点も踏まえまして、45 ページをご覧ください。

本市といたしましては、まさにそうした縦割りを打破し、どのような相談が来ても市として一体的・包括的に受け止められるよう、部署間の垣根を越えて横断的に網羅する新しい組織の立ち上げに向け、しっかりと体制構築の検討を進めてまいります。

【安藤委員】

実際に悩みを抱えている方々は、そもそも「自分の悩みはどこへ行けばいいのか」と迷われていることが非常に多いです。ですので、まずは相談者が訪れた窓口で、しっかりと受け止めていただければ済む話だと思います。一番避けるべきなのは、「あちらへ行ってください」「こちらへ行ってください」といった、いわゆる「たらい回し」にすることです。これだけは絶対にしないようにしていただきたいと思います。

【事務局（村田所長（多世代交流プラザ））】

当然のことながら、相談者が抱える悩みは複合的であり、1つの窓口（入口）だけで全てが100点満点で解決できるものではありません。だからこそ、様々な分野の支援が連携し、「1 + 1 + 1 + 1 + 1」が最終的に100になるような形で、相談者を全体的に網羅し、包括的に支援できる体制を整えたいと考えております。

【長江副会長】

悩んでいる方や困っている方は、「なんとかしたい」という思いで、必死になってあちこちの窓口に通われます。しかし、これまでは結果的にたらい回しになってしまい、心が折れてしまうケースも多かったのではないかと思います。

そうした課題を解消し、市として横断的・包括的に対応していただけるのとことです。ぜひよろしくお願いいたします。

【田中委員】

資料3の7ページにある「世帯の状況」のグラフ（折れ線グラフ・棒グラフ）について、令和2年までを5年単位での推移が掲載されておりますが、最新の令和7年の国勢調査の結果については反映されないのでしょうか。令和7年国勢調査の結果（速報値）は、すでに今年の5月頃には公表されていると思われませんが、そのあたりの状況は確認されていますでしょうか。

【事務局（山本係長）】

こども計画の中に出てくる統計的なところの更新の状況についてのご質問をいただきました。

こども計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画として策定したものです。今回お示ししている見直し案は、国の法令改正や、こどもを取り巻く環境の大きな変化に

迅速に対応するための「中間見直し」という位置付けになっております。

基本的には策定時の統計に基づく5か年の中長期計画であるという大前提に基づき、今回の中間見直しにおいては、全編にわたり統計データの更新作業は対象外とさせていただいております。

最新の統計データにつきましては、計画書そのものの数値を書き換えるという形ではなく、毎年度の各種施策や事業を実施する中で、実態に即して柔軟に対応してまいりたいと考えております。

【田中委員】

今年の10月にこども計画の改訂版を発行されるのに、総務省の令和7年国勢調査の結果（速報値）を入れなくていいのでしょうか。

【事務局（山本係長）】

委員のおっしゃるとおり、一部のデータにつきましてはすでに速報値として公表されていることは認識しております。しかしながら、現段階で公表されているものはあくまで「速報値」であり、最終的な「確定値」ではございません。行政の計画書に掲載する数値は、後から変更される可能性のある速報値ではなく、確定値を用いるのが原則となっております。その点を含めまして、今回の中間見直しにおいては全編を通して統計データの更新は対象外とさせていただきたいと考えております。

【田中委員】

次は令和12年に入るとのことですね。

【事務局（山本係長）】

次期の新たな計画を策定する際に、その時点での最新統計としてしっかりと反映し、次期5か年の計画を構築していくことになります。

【田中委員】

私自身、地区民生・児童委員として活動している立場から、73ページのNo.4「児童委員・主任児童委員による見守り活動」の記載内容について、担当の福祉総務課にも確認しましたが、ここの「研修に参加する機会を設けるなど、見守り活動の充実を図ります」という表現には違和感があります。実際のところ、この研修は年に1回行っている程度です。「機会を設けるなど」となっていますが、実態に合わせて、「研修を実施し、見守りの活動の充実を図ります」と、表現を改めるべきだと思います。

【事務局（恒川所長（子育て世代包括支援センター））】

委員のおっしゃる通り、児童委員を対象とした研修は年1回行われています。児童虐待やヤングケアラーに関する研修等も含めて実施しております。「など」という曖昧な表現を改め、実際の取り組み内容がより正確に伝わるよう、記載内容を見直させていただきます。

【小栗委員】

先ほど、安藤委員から、子育て世代包括支援センターとこども政策課における、「こどもの権利」についてのご意見がありました。

どちらの窓口・部署であっても、「こどもの幸せのため」という根本の願いは一緒だと思います。ですので、そうした支援の制度や体制が充実していくことは、こどもの教育に

携わる者として嬉しいことだと感じております。

日常の学校現場を振り返ってみましても、子育て世代包括支援センターの職員からこどものことに関する連携の連絡をいただいたり、保護者の方から「包括支援センターに相談に行きました」と伺ったりすることが多いです。私の印象といたしましては、現在の包括支援センターはラピオの中にあるという立地的なこともあって、保護者にとって非常に「行きやすい」「相談しやすい」身近な場所になっているのだなと実感しております。

資料3の「第2章 こども・子育てを取り巻く現状」について、いろいろな表やグラフがまとめられており、興味深く読ませていただきました。

25 ページに「＜低学年時期＞放課後の過ごし方の希望」と「＜高学年時期＞放課後の過ごし方の希望」というグラフがあります。この「希望」というのは、誰を対象に行われたアンケート結果なののでしょうか。例えば、現在「未就学児」を育てている保護者の方に対して、「自分の子どもが低学年・高学年になったら、こんなふうに過ごしてほしい」という将来の希望を聞いたものなののでしょうか。それとも、現在「低学年・高学年」である児童の保護者（あるいは児童本人）に対して、「今、放課後をどのように過ごしたいか」という希望を聞いたものなののでしょうか。

【事務局（小川課長）】

この表につきましては、こども計画を策定するにあたり、事前に実施した市民意向調査の結果になります。グラフ左側の「今回調査」というのは令和6年に行った調査で、右側の「前回調査」というのは、5年前の前回計画時に行った調査となっております。なお、こちらは、未就学児を持つ保護者の方に対してアンケートを行った結果となっております。

【夏目委員】

「産後の支援の充実」の具体的な取組として、67 ページに「乳幼児健康診査」や「予防接種」が掲載されています。「産後の支援の充実」の中にあるのは悪くはないのです。

「こどもの健康」として見ようとする、72 ページの「こども・若者の心身の健やかな成長の支援」の項目になるのではないかと思います。例えば、74 ページの No.16 には「幼児期・学童期におけるむし歯予防を目的としたフッ化物活用の推進」が掲載されています。こどもの健診や予防接種も、この並びにもあるとよいと思いますので、もし配置の検討ができるようでしたらお願いしたいと思います。

【長江副会長】

母に視点を当てるのか、こどもの健康として仕分けるのか、というお話になりますでしょうか。

【夏目委員】

両方の視点、みんなで取り組む子育てになっていますから、どちらの視点があってもよいとは思いますが、しかし、例えば「こどもの健康」と考えた場合は、やはり、こどもの方の施策である 72 ページにも載ってくるとよいと思います。そちらに、こどもの健診や予防接種のことが載っていない点が、私は気になっております。

【事務局（山本係長）】

委員からご指摘がありましたとおり、2つの側面を持つ事業につきましては、それぞれの施策展開の中に、同じ事業が複数回登場するケースも他にあります。そのため、ご指摘

にありました「産後の支援の充実」にあげている、こどもの健康という側面も持つ事業につきましても、先ほどの 72 ページ以降の施策展開の方へ同様の内容を記載する形で、見直し案に追加させていただきたいと思います。

【角谷委員】

38 ページの No. 6 の「多様な生き方への理解促進」について、内容が「多様な生き方」という文言を使っている割には、記載内容が性別や性自認といった「性」に関するものに狭められているような表現になっていると感じました。「多様な生き方」と言えば、例えば職業の選択であったり、働き方であったりと、本来はかなり幅広い意味合いを持つ言葉だと思います。しかし、ここでの内容が特定の分野に限定されているように見える点が、少し気になりました。

【事務局（村田所長（多世代交流プラザ））】

ここで言う対応につきましても、少し範囲が狭まるといいますか、「多様な生き方」全般に焦点を当ててしまうと、「こども計画」の枠組みを超える大きな話になってしまいます。

そのため、どちらかという対象を絞ることを主眼として、「性別」、「性自認」や「性的指向」というところに重きを置いた「多様な生き方への理解促進」をイメージして記載させていただいております。

ただ、現状では少しわかりにくい表現になってしまっていると思いますので、記載する表現については改めて考えさせてください。

【長江副会長】

表現について改めて考えてくださるとのことですので、よろしくお願いいたします。

取り組みの記載において、「性自認」や「性的指向」といった部分に重きを置きたいという意図をお話いただきました。その意図や重点が、計画を読む第三者にもしっかりと伝わるような表現に工夫していただければ、なお良くなるかと思いますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

【梶田委員】

75 ページにおいて、「悩みごとの相談相手として、身近な相談者以外の相談先がないことがわかりました。」と断言されている点が、どうしても引っかかっています。

その下の「市民からの意見・要望」の欄についても、高校 1 年生の実態調査として「お母さん」が 37%、「友達」が 43%であり、それ以外の相談先がほとんどないというような数値を挙げられていますが、本当にそうなのでしょうか。

一体どのようなデータや背景から、「身近な相談者以外の相談先がないことがわかった」と断言されたのか、その根拠を教えてください。

【事務局（恒川所長（子育て世代包括支援センター））】

先ほどのご質問の内容ですが、75 ページ中央部分の「市民からの意見・要望」というところで、少年センターが実施している「少年の生活意識と行動」の実態調査というアンケートを基にこの文面を作成いたしました。委員のご発言のとおり、「悩みごとの相談相手として、身近な相談者以外の相談先がないことがわかりました」と言い切っていた表現ですが、単年度のアンケートですので、単年度では「カウンセラー」と回答したのは 0%

と、その年は0%というような形でしたが、各年を見ますと、そういった傾向もあるということで、「ないことがわかりました」というよりも、「ない傾向があります」といったような表現に変えたいと思います。

【梶田委員】

そもそも、こどもが身近な人以外に相談することは少なく、それ以外の相談先を利用する割合が少ないのは当然ではないかという気がしています。色々なところに相談先があること自体は確かに良いことですが、統計としてそうした数字（割合が低いという結果）が出たときに、それを最初から「問題である」と捉える前提に立っていること自体が、問題ではないかと感じています。ですから、どんなアンケートを取って統計として数字を出し、その数字をどんなふうに評価しているのか、というところが重要になります。様々な相談機関が、本当に均等の割合でパーセント表示されるなんてことはありえません。当然、こどもたちは身近な人に相談する機会が多いわけですから。それ以外の相談機関に相談する割合が何パーセントか出てくるとは思います。その数字が多いのか少ないのか、それを行政としてどう評価するのか、というところに関わってくると思います。だからこそ、この表現が、ただ「相談先がないことがわかった」とするだけでなく、数字が低いことがあたかも「問題である」という印象を与えてしまっているのではないだろうか、ということを、やはり少し考えてほしいと思います。

【事務局（恒川所長（子育て世代包括支援センター））】

ご意見を参考にして、文面を見直していきたいと思います。

【長江副会長】

アンケートを取れば、結果は大抵想定できるものだと思います。けれども、それをどのように判断するか、どのように活用するか、また現状をどう把握していくかに、繋がっていくと思います。

【水谷委員】

38 ページの No. 5 に「こどもの権利相談窓口の設置」と記載があります。また、75 ページには「（仮称）こまき子ども・若者総合相談センター」を置くとあり、全体的に「窓口を置く」という施策が多いように感じました。いろいろと相談窓口を調べましたが、小中高生向けの窓口だけでも、かなりの種類がありますね。しかし、僕たちの感覚として、市役所や公営の相談窓口という存在は、こどもにとってあまり近いものではありません。もし、自分がこどもの立場で何か悩みを抱えたとき、最初にそうした公的機関に話しに行くかといったら、絶対にそうではないと思います。僕が問題だと感じているのは、75 ページの「市民からの意見要望」のところで、相談相手として「先生」と回答した人がわずか3%しかいなかったことです。こどもにとって近い相談相手は誰かと考えると、母親、父親、友達、先生、そして公的機関等の順になるかと思っています。一番学校生活や日常を監督する立場にあるのが先生ですが、そこが1つの相談窓口や悩みのはけ口になっていないというのは、そもそも相談のあり方として最適ではないと感じています。

もちろん、身近な母親や友達は自分の背景もわかっているため、悩みを理解してもらいやすいです。一方で、客観的な目線で相談できる大人として一番近い存在は、やはり先生だと思います。先生一人ひとりの意識の問題もあるのかはわかりませんが、現状は市役所

側からも「公的な相談窓口にご相談ください」という姿勢に若干見えてしまいます。そうではなく、先生をはじめとする「もっと身近な人を頼れるようなあり方」を促進していくほうがいいのではないかと思います。

【事務局（村田所長（多世代交流プラザ））】

当然のことながら、相談においては「人間関係が築けているか」というところが非常に大きな部分を占めます。その相手が親や先生であったり、あるいは多世代交流プラザが所管している児童館の児童厚生員であったりと、そうした身近な存在が一番の相談の入口になればと思っております。

人間関係が全くない相談先にいきなり相談するのは、非常に難しいことであると十分承知しております。そうした点も踏まえたうえで、先ほど申し上げた「横断的な組織」による対応においても、まずは「いかに子どもたちとの人間関係を作っていくか」というところにしっかりと焦点を当てていきたいと考えております。

【事務局（大久保管理指導主事（学校教育課））】

先生が相談窓口になるべきというご意見についてですが、全くそのとおりだと思っております。

計画書に掲載の結果は高校1年生のものとなっておりますが、小中学生に対しても、毎学期必ず「相談できる人はいますか」というアンケートを取っております。その結果を見ますと、年齢が上がるごとに、相談相手として先生を選ぶ割合が少しずつ減っていくという傾向があります。これには、子どもたちの発達段階による影響もあるのではないかと思います。

ですが、そこに甘えることなく、やはり身近に相談できる人物として、そして頼れる大人として、先生がそういう存在でなければいけないということは、私たちも強く感じております。

身近で相談しやすい相手として先生がいるということを、これから先も子どもたちと触れ合い、そして日々のコミュニケーションをとっていく中で、しっかりと伝えていきたいと思っております。

【長江副会長】

相談窓口の話に関連してですが、現実的に子どもが誰に相談するかと考えたとき、やはり家族以外であれば、学校の先生が第三者でありながらも一番近い存在であり、こどものこともよくわかる存在です。しかし、現実にはなかなか先生に相談されないということが課題であるとのことでした。この点につきましては、ぜひ教育委員会の方でも引き続き取り組みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

いろいろなご意見、ご質問ありがとうございました。本日の議題についてはここまでとさせていただきます。

それでは、進行を事務局の方にお返しさせていただきます。

【事務局（小川課長）】

長江副会長、ありがとうございました。また皆様、本日は大変貴重なご意見をありがとうございました。

それでは、次第3「その他」につきまして、子育て世代包括支援センターより連絡事項

を説明させていただきます。

【事務局（大野副所長（子育て世代包括支援センター））】

机上に配布させていただきましたチラシについてお伝えさせていただきます。子育て世代包括支援センターでは8月1日（土曜日）から8月4日（火曜日）までの4日間、ラピオ5階まなび創造館スポーツ広場アリーナにおいて、「子育て★知って楽しい！情報Week」を開催いたします。このイベントは、子育て世代の皆様に向けて就園や子育てに関する情報をわかりやすくお伝えし、安心して子育てができるように応援することを目的として開催するものです。会場には市内及び近隣の幼稚園や市内保育園等にご参加いただき、各園の特色や取り組みなどについて直接お話を聞いていただけます。就園を検討されているご家庭にとって、多くの園の情報を一度に知ることができる貴重な機会です。また、8月1日、2日には名古屋経済大学の学生による催し、8月3日、4日には市内幼稚園や認定こども園の先生方による企画を予定しております。その他にも、親子で楽しめる様々なイベントを実施いたします。開催時間は午前10時から午後2時までです。多くの皆様のご来場をお待ちしております。ぜひお知り合いの子育て世代の方にもお声がけください。以上、よろしくお願いいたします。

【事務局（小川課長）】

それでは、最後に今後の予定についてご説明をさせていただきます。

議題の中で説明をさせていただきましたが、こども計画中間見直しのパブリックコメントを7月22日から8月21日の1か月間実施いたします。

本日この会議でご意見をいただきましたので、さらにその部分を盛り込みながら、中間見直しのパブリックコメントを実施してまいります。

第3回の会議につきましては、次第には書面会議と記載しておりますが、こども計画中間見直しのパブリックコメントの結果及びその修正案の報告として、9月中旬頃の開催を予定しております。パブリックコメントの結果、見直し案に大きく修正が生じる場合は、本日のように対面での会議の開催とさせていただきますが、大きな修正が生じないようであれば、書面会議とさせていただく予定をしております。対面の開催となる場合は、8月下旬までに委員の皆様へ日程等の詳細をご連絡させていただきます。

なお、第4回会議につきましては、少し先になりますが、令和9年3月15日（月曜日）を予定しております。日程変更等が生じた際は、決まり次第早急にご連絡をさせていただきます。

それでは以上をもちまして、令和8年度第2回小牧市こども・子育て会議を閉会いたします。

皆様お気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。